

調査の結果はどのように利用されています



社会生活基本調査の結果は より良い暮らしと社会のために
国や地方公共団体の施策に幅広く活用されています



仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランスの推進)



男女共同参画社会の形成



少子高齢化対策



地方公共団体におけるスポーツや
文化振興などの推進といった地域振興

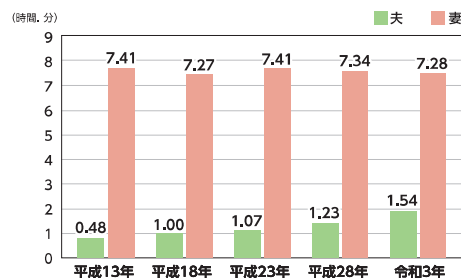


例えば



こども政策を総合的に推進するための基本方針である「こども大綱」(令和5年12月22日閣議決定)では
男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大が重要事項としてあげられています
社会生活基本調査では 男女別の家事関連時間の状況など 少子化対策の施策に必要な基礎資料を提供して
います

6歳未満の子供を持つ夫・妻の家事関連時間 (夫婦と子供の世帯 週全体平均)～平成13年～令和3年



(注) 家事関連時間…「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」の合計

妻と夫の家事関連時間の差は縮小したものの
依然として一定の差があることが分かります
なお 夫の家事関連時間が増加した一方で 妻
の家事関連時間は大きく変化していませんが
これは家事関連時間のうち 夫の家事時間及び
育児時間が増加傾向で推移した一方 妻の家事
時間は減少傾向 育児時間は増加傾向で推移し
たことによるものです

調査結果はどなたでも利用できます

令和9年9月頃から順次 総務省統計局ホームページへの掲載や報告書の刊行などにより公表します



総務省統計局のホームページ
<https://www.stat.go.jp/>



政府統計の総合窓口「e-Stat」
社会生活基本調査を含め 政府統計を収録した統計ポータルサイトです
<https://www.e-stat.go.jp/>

総務省統計局

e-Stat



令和8年10月20日現在で 社会生活基本調査を行います

統計法(国の統計に関する基本的な法律)に基づく国の重要な統計調査です

社会生活基本調査は 統計法により昭和51年に開始されて以来 5年ごとに実施されています
今回の調査で11回目となり 50年の節目を迎えます

この調査は 人々の生活時間の使い方や自由時間の活動状況を把握し
より良い社会をつくるための基礎データとして活用されています



社会生活基本調査に関する
詳しい情報はこちら
社会生活基本調査 検索



総務省統計局・都道府県



社会生活基本調査の結果は、「持続可能な開発目標(SDGs)」達成に向けた日本の取組の現状を確認するためにも活用されます。

社会生活基本調査はこんな調査です

調査の目的

わたしたちが1日の時間をどのように使っているか
また 過去1年間に「スポーツ」「趣味・娯楽」など どのような活動を行ったかを調査し 国民の社会生活の実態を明らかにすることを目的としています



調査の対象

統計理論に基づく方法によって全国から無作為に選ばれた世帯(約9万5千世帯)のうち 10歳以上の世帯員(約19万4千人)が対象となります



調査の時期

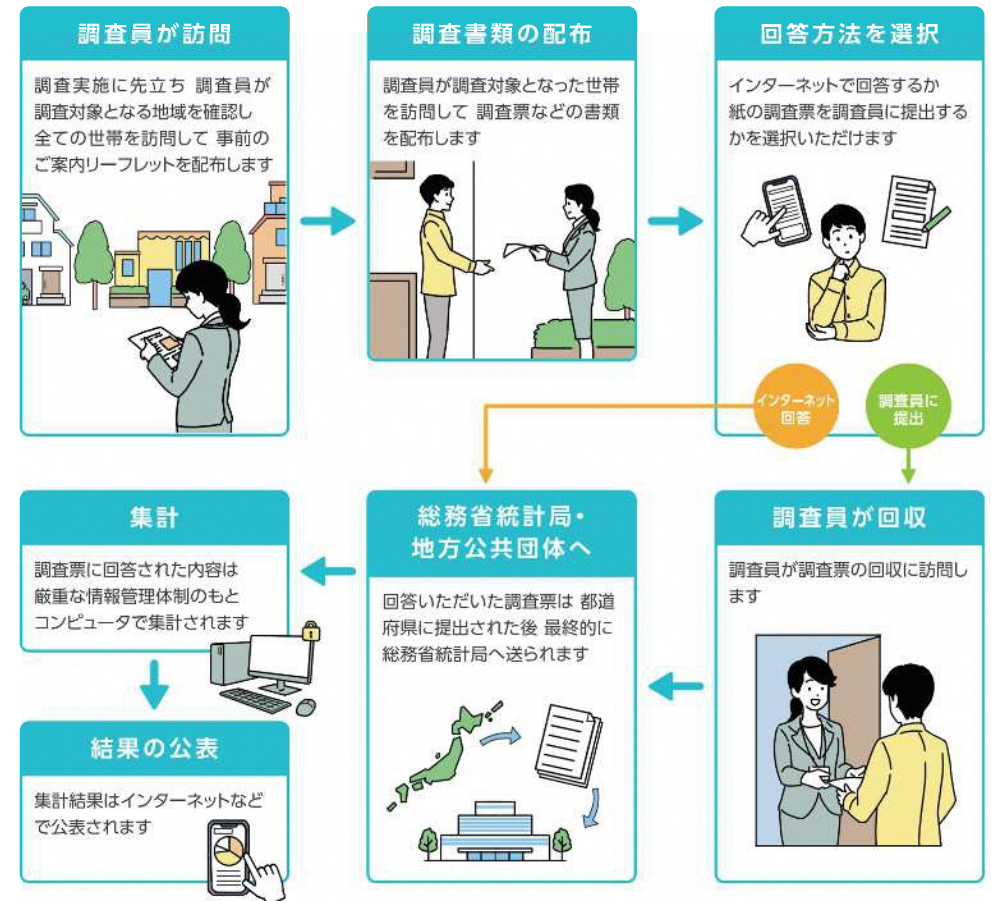
令和8年社会生活基本調査では 10月20日を基準として 個人や世帯に関する状況
過去1年間の自由時間における活動を調査します
また 1日の生活時間の配分については 10月17日から10月25日までの指定された
2日間の行動について調査します

主な調査事項

- ①世帯や世帯員に関すること
(「男女の別」「出生の年月」「ふだんの就業状態」など)
- ②過去1年間の自由時間における活動
(「スポーツ」「趣味・娯楽」「旅行・行楽」「ボランティア活動」など)
- ③1日の生活時間の配分など



調査はこのような流れで行われます



個人情報 は 厳重に 保護 されます

調査票の保護

調査により集められた調査票の回答内容は 統計法によって厳重に保護されています

暗号化通信

インターネット上のデータの送受信は 盗み見等を防ぎ 安全な通信を行うために SSL/TLSによる暗号化通信を行っています

守秘義務

調査に従事する者(調査員・地方公共団体の職員など)には 統計法により厳格な守秘義務が課せられており 守秘義務違反があった場合の罰則も定められています